

石川労働局職員【任期付任用職員】募集要項

1 職種

石川労働局の任期を定めた常勤職員

2 業務内容

公共職業安定所における業務

- ・一般求職者、雇用保険受給者に対する職業相談・職業紹介・担当者制による個別支援の実施等
- ・職業訓練に関する情報収集・整理及び関係機関との調整等
- ・職業訓練の受講を希望する求職者に対する職業訓練情報の提供、受講申込みの受付・確認等
- ・求職者支援制度における就職支援計画書の作成、給付金、融資に関する周知、申請受付・確認等
- ・職業訓練受講者の就職支援、職場定着支援等
- ・その他職業相談部門に付随する業務

3 募集人員

1名（ハローワーク白山）

4 応募資格

(1) 以下の条件を満たす方

学歴：高卒程度以上

資格・免許：不問

(2) 以下に該当する方は応募できません

- ① 日本国籍を有しない方
- ② 国家公務員法第38条の規定により国家公務員となることができない者
 - ・禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又は執行を受けることがなくなるまでの者
 - ・一般職の国家公務員として懲戒免職の処分を受け、当該処分日から二年を経過しない者
 - ・日本国憲法施行の日以降において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他団体を結成し、又はこれに加入した者
- ③ 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者(心神耗弱を原因とするもの以外)

- ④ 国家公務員法第 8 1 条の 6（定年による退職）及び附則第 8 条に該当する方（採用予定日において満 6 1 歳に達している方）

5 採用方法

選考による採用となります。

また、人事院規則 8 - 1 2 第 4 2 条第 2 項第 1 号の規定に基づく任期を定めた常勤の国家公務員としての採用となります。

なお、任期は令和 7 年 3 月末日までとなります。

6 採用日

個別相談により決定します。

7 勤務地

ハローワーク白山

8 勤務時間・休暇

勤務時間は 1 日 7 時間 4 5 分、原則として土・日曜日及び祝日等の休日は休みです。

休暇には、年次休暇のほか、病気休暇等があります。

9 身分及び処遇

身分は国家公務員であり、国家公務員法に基づく、分限、懲戒、守秘義務等の服務規定の適用を受けます。

俸給決定については、一般職の職員の給与に関する法律（昭和 2 5 年法律第 9 5 号）が適用され、初任給を決める際には勤務経験等を考慮します。

当該俸給の他、条件によっては諸手当（扶養手当、住居手当、通勤手当等）が支給されます。

10 応募方法

(1) 履歴書及び職務経歴書、ハローワーク紹介状

履歴書及び職務経歴書については様式を問いません。履歴書に写真を貼付のうえ、学歴、職歴（助成金や雇用保険等に関連する業務に従事した経験については詳細にお書きください）及び資格等の事項について、詳細に記載してください。

(2) 論文の提出

次の課題について、論文による書類審査を実施します。

＜論文の課題＞（800文字程度）

「能登半島地震からの復興において、ハローワークとしてどのような役割が求められているか。また、自身のこれまでの経験をどのように活かすことができるか述べてよ。」※提出様式は任意とします。

(3) 応募先

(1)及び(2)については、1つの封筒に同封し、石川労働局総務部総務課募集担当あて郵送（直接持参も可）してください。あて先は下記12のとおりです。

応募の秘密については厳守します。また、不採用の場合は、応募書類は返却します。

11 選考方法

【第1次選考】

(選考内容)

職務経歴、論文による書類審査

※ 職務経歴による経歴評定の通過者の論文を評価し、第1次選考通過者を決定します。

(選考通過者発表)

書類到着後7日以内を予定

通過したか否かに関わらず全員に連絡します。

【第2次選考】

(人物試験（個別面接）)

人物試験による審査

詳細な日時及び場所等については、第1次選考通過者あてに通知します。

(合格者発表)

面接後7日以内を予定

可否にかかわらず全員に連絡します。

12 応募等に関する照会先

石川労働局総務部総務課 高澤、松永

住所 〒920-0024

石川県金沢市西念3-4-1 金沢駅西合同庁舎6階

電話 076-265-4420

(別紙)

給与等について

- 1 給与は、一般職の職員の給与に関する法律が適用され、俸給（いわゆる基本給）及び諸手当が支給されます。俸給を決定する際には、採用前の勤務経験等が考慮されます（166,600円～350,000円程度）。

- 2 また、条件に該当する場合には、次のような諸手当が支給されます。
 - 扶養手当・扶養親族のある者に、配偶者月額6,500円、子1人につき10,000円等
 - 住居手当・借家等（賃貸のアパート等）に住んでいる者に、月額最高28,000円
 - 通勤手当・交通機関を利用している者等に、運賃等相当額（1か月あたり最高55,000円）
 - 期末手当・勤勉手当（いわゆるボーナス）・1年間に俸給等の約4.5か月分（令和5年度実績）